

令和6年7月19日

令和 6 年 7 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時
- 令和6年7月19日
- 午後2時00分
2. 場 所
- 能代市役所新庁舎 会議室9、10
3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	飯坂 司	11	佐々木博子
2	工藤 次雄	12	安井 鐘美
3	大鐘 正彦	13	福司 貴徳
4	佐々木 力	14	大高 清勝
5	熊谷 治	15	佐藤 敏彦
6	渡部 正人		
7	金谷 和美	17	袴田 謙
9	舩谷 雅弘	19	平川 義市
10	菊地 勝美		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
8	小川 繁		

5. 事務局出席者

職 名	氏 名
事 務 局 長	佐藤 栄一
局長補佐	長谷川 直人
主査	水谷 亮
行政専門員	今 井 一 晴

|

6. 案 件 議 案 番 号 2 2 2 3 2 4 2 5 報告事項 1 報告事項 2 報告事項 3	農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 5 条の規定による許可申請について 農用地利用集積計画について 農地利用集積等促進計画案に対する意見徴収について 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について 土地改良事業参加資格交替申出の専決処分について 非農地判断について
7. 会議の概要 事 務 局 議 長 事 務 局 議 長 議 長 議 長 議 長 事 務 局	(開 会) ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 委員、8 番 小川 繁 委員の 1 名です。 1 7 名中 1 6 名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、平川会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。 それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。 (事務局説明) ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。 (なしの声) ないようですので会議を進めます。 次に、議事録署名委員の選出ですが、慣例に従い当方より指名したいと思います ますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号 6 番 渡部 正人 委員と議席番号 7 番 金谷 和美 委員の両名 にお願いします。 それでは、議案第 2 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを 議題とします。事務局の説明を願います。 議案第 2 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の提出があったた め、承認するため提案します。 申請内容は、所有権移転が 3 件で、譲渡人が 3 人、譲受人が 3 人。申請土地

の面積は、畑が 1, 3 5 5 m²です。賃借権の設定は、1 件で、賃貸人が 1 人、賃借人が 1 人、申請土地の面積は、田が 1 1, 4 0 7 m²です。

次のページをお願いします。
主要内容についてご説明します。

整理番号 1 は所有権移転で、申請土地は字彩霞長根[REDACTED]、地目は畑で面積[REDACTED] m²、価格[REDACTED]で、移転事由は経営拡張となっています。

整理番号 4 は賃借権の設定で、申請土地は比八田字十二ヶ村[REDACTED]筆、地目は田で、面積[REDACTED] m²、1 0 a 当たりの賃借料[REDACTED]円、申請事由は経営拡張、期間は 5 年間となっています。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、それでは、質疑に入りますが、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第 2 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、**議案第 2 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について**を議題とします。事務局の説明を願います。

事務局 議案第 2 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、意見を付すためご提案いたします。

農地転用許可申請は、所有権移転が 5 件。譲渡人が 7 人、譲受人が 5 人、申請土地の面積は、畑が 3, 2 0 0 m²です。

6 ページをお願いします。

所有権移転 整理番号 1 申請地は、字宮ノ前[REDACTED]筆、地目は畑で、申請土地の面積は[REDACTED] m²、価格は申請地と一体的に整備する申請地北側[REDACTED]円。申請事由は、駐車場です。申請地は、都市計画の用途区域が近隣商業地域に指定されている地域内の農地であることから第 3 種農地です。

7 ページをお願いします。申請地は、国道交通省能代河川国道事務所[REDACTED]畑です。申請地の北側は譲受人所有の宅地、南側は国道 7 号、東側は市道、西側が秋田スズキ能代営業所となっております

す。申請地西側の

8 ページをお願いします。事業計画では、申請地北側の譲渡人の

を確保する計画です。盛土、切土はなく、敷地周囲にL型擁壁を設置することとしております。車両の出入り口は、東側市道側にある既存の出入り口を利用し、敷地全体はアスファルト舗装し、駐車場の北東側に雨水の浸透枳を設置する計画です。

事業費については、自己資金で、金融機関の残高証明書により確認しております。

整理番号 1 の説明は以上になります。

次に整理番号 2 申請地は、緑、地目は畑で、申請土地の面積は m^2 、価格 円。申請事由は、です。申請地は、都市計画の用途区域が第 1 種住居地域に指定されている地域内の農地であることから第 3 種農地です。

9 ページをお願いします。申請地は、緑町の養護老人ホーム松籟荘畑です。申請地の北側と東側は市道、南側は東北電力の能代東変電所用地、畑となっております。

事業の性質上、高圧の電力を常時利用しなければならず、現在は、この度の転用予定地・

取得しようとするものです。

10 ページをお願いします。事業計画では、敷地西側に設備を設置し、東側を資材及び車両置場とする予定です。盛土、切土はなく、敷地はアスファルト舗装をし、周囲をフェンスで囲みます。上水道は市道から引き込みます。汚水等の発生はなく、雨水は自然流下の予定です。事業計画から、隣接する西側の譲渡人所有の農地への土砂の流入や日照、通風等の影響は特段ないとされております。事業費は全額自己資金で、金融機関の残高証明書により確認しております。

整理番号 2 の説明は以上です。

次に整理番号 3 申請地は、二ツ井町麻生、筆、地目は畑で、申請土地の面積 m^2 、価格 円、申請事由は、駐車場です。申請地は、麻生の集落の東側に位置する農地であって、住宅が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね 10 ha 未満の農地であるため、第 2 種農地と判断しております。

11 ページをお願いします。申請地は、麻生集落の東側約 200 m に位置する畑です。位置図ではの南側は市道、北側が畑で、西側は宅地になっております。譲受人、現在、

なことから敷地に隣接する申請地を駐車場兼雪捨て場として転用しようとする

るものです。事業所用地を拡張するに当たり、取得できる土地が申請地以外にないことから、今回の申請に至ったものです。

1 2 ページをお願いします。事業計画では、申請地に [] 雪捨て場を確保しようとするものです。なお、転用予定地を横断する [] については、秋田県の所有地で、かなり昔に県北内陸部の鉱山で採取した鉱物を製錬する際に生じる不純物を地中の管を通して県北部の海辺まで運び、海洋投棄していたとのことで、その名残で現在も県有地になっているとのことです。こちらについては県で譲渡する予定がないため、今回の転用計画に含まれておりません。

盛土、切土はなく、敷地は整地し、砕石を行う転圧を行う程度の工事です。上水道の引きはなく、汚水等の発生ありません。雨水は自然流下させます。申請地北側の農地に対しては、施行にあたり、土砂の流出などがないように注意して作業にあたるとのことです。事業費は全額自己資金で、金融機関の残高証明書により確認しております。

整理番号 3 の説明は以上です。

次に整理番号 4 申請地は、中和一丁目 []、地目は畑で申請地の面積は [] m²、価格 [] 円、申請事由は一般住宅です。申請地は、都市計画の用途区域が第 2 種住居地域に指定されている地域内の農地であることから第 3 種農地です。

1 3 ページをお願いします。申請地は、[] m に位置する住宅地の中に残された畑で、西側に市道が通っており、北側、南側、東側は宅地となっております。譲受人は、現在、東京在住で、能代に戻ってくるに当たり、実家に近い申請地に住宅を新築しようとするものです。

1 4 ページをお願いします。事業計画では、敷地の北側に住居を配置し、南側は庭とする計画で、盛土、切土はなく、給水は、上水道を引き込み、排水も公共下水道と接続します。雨水は、自然流下させ、道路側溝へ流します。

事業費については自己資金で、預金通帳の写しにより事業費を確保していることを確認しております。

整理番号 4 の説明は以上です。

次に整理番号 5 申請地は、字悪戸 []、地目は畑で申請地の面積 [] m²、価格 [] 円、申請事由は資材置場です。申請地は、都市計画の用途区域が準工業地域に指定されている地域内の農地であることから第 3 種農地です。

1 5 ページをお願いします。申請地は [] m ほどに位置する畑で、周囲の状況は、北側が耕作されていない畑、東側 []、西側が譲受人が居住する宅地となっております。申請地 []、現在、[] すが、手狭なため、[] で近隣に迷惑の掛からない場所にある申請地を適地として、申請に至ったものです。

1 6 ページをお願いします。事業計画では、申請地は譲渡人の居宅の裏手

		にあるため、譲渡人の [REDACTED] しており、申請地は50センチ程度隣接地から低くなっているため、隣地と同じ高さまで50センチ程度盛土を行い、南側のJRの敷地側にはコンクリートブロックを設置するとのことです。汚水の発生はなく、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。 事業費は自己資金で、預金通帳の写しにより事業費を確保していることを確認しております。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
議 長	金谷和美委員	本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について 7月5日（金）、現地調査班：第4班、11番：佐々木博子委員、15番：佐藤敏彦委員、事務局と私の4人で現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。 所有権移転 整理番号1の現地は、現在、空き家となっている宅地と一体の敷地内にある畑で、長年、耕作されていないため、雑木が生い茂ってありました。転用予定地の境界は明確で、事前着工はありませんでした。 整理番号2の現地は、膝丈ほどの雑草が敷地全体に茂っている畑でした。境界は明確で、事前着工はありませんでした。 整理番号3の現地は、今年から耕作されていない畑で敷地全体に草が生い茂ってありました。転用予定地の境界は明確で、事前着工はありませんでした。 整理番号4の現地は、宅地に囲まれた長年、耕作されていない畑でした。境界は明確で、事前着工はありませんでした。 整理番号5の現地は、現在、空き家となっている住宅の裏にある畑で、膝丈ほどの雑草が敷地全体に茂ってありました。境界は明確で、事前着工はありませんでした。 いずれの計画も、周辺の土地へ影響がない計画であることを確認してきました。 以上、ご報告いたします。
議 長		事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。 それでは、質疑に入ります。何かご質問等はありませんか。 （なしの声）
議 長		ご質問等がないようですので、採決に入ります。

		議案第２３号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議	長	次に、議案第２４号 農用地利用集積計画についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	議案第２４号 農用地利用集積計画の提出があったため、承認するため提案します。 申請内容は、利用権の設定が２件で、賃貸人が２人、賃借人が１人、転借人が２人で、申請土地の面積は田が６，２５５㎡です。 次のページをお願いします。 主な内容についてご説明します。 整理番号１は中間管理権で、申請土地は種字柳原■■■■筆、地目は田で面積の合計■■■■㎡、１０ａ当たりの賃借料は■■■円、設定事由は中間管理権、期間は１０年間となっています。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
議	長	それでは、質疑に入りますが、議事参与がありますので、整理番号２番を先議します。 ４番 佐々木 力 委員は暫時ご退席願います。 (佐々木委員退席)
議	長	整理番号２番について何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 整理番号２番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

		(佐々木委員着席)
議 長		佐々木 力 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。 次に、他の案件について質疑を行ないます。何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議 長		ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長		全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議 長		次に、議案第25号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局		議案第25号 能代市長から農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたので、意見を付すため提案します。 申請内容は、権利の設定で、件数が1件、設定人が1人です。設定した土地は、田が11,544㎡です。 次のページをお願いします。 整理番号1は、権利の設定で、申請土地は常盤字荻田面■■■■筆、地目は田で面積の合計は11,544㎡、10a当たりの賃借料■■■■円、期間は5年となっています。 この案件は、土地の名義人が亡くなって、相続人がいなかったため、公社が代理人となって貸付けしようとするものです。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いします。
議 長		それでは、質疑に入りますが、何かご質問等はありませんか。
佐藤敏彦委員		賃借料については、農業公社に支払われた後、農業公社からどのようにするのか。
事 務 局		農業公社では、賃借料を法務局に供託するとのことです。そこから土地改良区の水利費等が引かれるようになっているようです。

佐藤敏彦委員	水利費はもっと高いのではないのか。
事務局	水利費は賃借料から支払われるが、直接転借人が土地改良区に直接払うことと考えられるが、そこまでは不明です。
議長	他に質問はありませんか。 (なしの声)
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 意見なしとして、提出することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成であります。よって、本案は、意見なしとして、提出することに決しました。
議長	次に、 報告事項 1 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について を議題とします。事務局の説明をお願いします。 (説明省略の声)
議長	説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議長	異議が無いようですので説明を省略させていただきます。 報告事項でありますのでご了承願います。
議長	次に、 報告事項 2 土地改良事業参加資格交替申出の専決処分について を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	報告事項 2 土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による土地改良事業参加資格の交替の申出がありましたので、承認することとし、能代市農業委員会規程第 11 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。 土地改良法の規定により、土地改良事業の参加資格については、原則、土地改良事業区域内の農地の耕作者が参加資格を持つことになっておりますが、所有権以外の権利に基づいて耕作する場合については、農地の所有者から農業委員会へ対し、土地改良事業に参加すべき旨の申し出があり、農業委員会がその申し出を承認したときは、参加資格は所有者へ交替されることとなっております。 これらの手続については、土地改良法施行令の規定により、資格交替の申出が農業委員会に提出された場合、農業委員会は 7 日以内に申出を承認する

か否かを決定し、承認した場合はすみやかにその旨を公告しなければならないことになっております。

本申出は令和6年6月18日に提出されたため、7日後は6月25日になることから、受理日から7日以内に総会を開催し、議決を経ることが間に合わない案件でありましたので、能代市農業委員会規程に基づき、6月19日に専決処分を行い、同日公告しております。

資格交替の申出件数は2件で、現資格者、新資格者はともに2人、申出土地は田で面積は30,728㎡です。

24ページから25ページに詳細を記載しております。

申出のあった農地は、いずれも[]へ貸付されているため、土地改良事業の参加資格は、本来、耕作者である、[]が持ちますが、土地改良事業の円滑な推進や圃場整備後の管理・運営上の観点から、所有者が土地改良事業に参加するため、この度、[]から所有者への参加資格の交替の申し出があったものです。所有者と耕作者は、この件について合意しており、能代南土地改良区との調整も済んでいることから承認することを妥当と判断したものです。

報告は以上です。

議長 報告事項でありますのでご了承願います。

議長 次に、**報告事項3 非農地判断**についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

(説明省略の声)

議長 説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議が無いようですので説明を省略させていただきます。
報告事項でありますのでご了承願います。

議長 続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。

・今後の行事予定について

議長 委員のみなさん方から何かありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午後3時00分

議 長

議事録署名委員

6 番

7 番